

公立大学法人青森公立大学職員の住居手当に関する細則

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 73 号

改正 平成 22 年 3 月規程第 12 号

改正 令和 7 年 3 月規程第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成 21 年規程第 67 号。以下「給与規程」という。）第 12 条の規定に基づき、職員に対する住居手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第 2 条 給与規程第 12 条第 1 項第 1 号の別に定める職員は、職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与規程第 11 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第 3 条 給与規程第 12 条第 1 項第 2 号の別に定める住宅は、第 2 条に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第 4 条 給与規程第 12 条第 1 項第 2 号の別に定める職員は、公立大学法人青森公立大学職員の単身赴任手当に関する細則（平成 21 年規程第 76 号）第 5 条第 2 項に該当する職員で、同項第 1 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動の直前の住宅であった住宅（公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成 21 年規程第 36 号）第 91 条第 2 項に規定する教員住宅及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして理事長の定める住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第 5 条 新たに給与規程第 12 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受

けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第6条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

- 2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第7条 第5条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食事等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期等)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(事後の確認)

第9条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与規程第12条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(委任)

第10条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員について、この細則の施行の日の前日までに、青森地域広域事務組合に青森市の規則を準用する規則（平成3年青森地域広域事務組合規則第5号）において準用する青森市職員の住居手当に関する規則（平成17年青森市規則第51号）の規定によりなされた届出、決定その他の行為は、この細則の相当規定によりなされたものとみなす

附 則（平成22年規程第12号）

(施行期日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第14号）

(施行期日)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。